

第 8 章 特定液化石油ガス設備工事

1. 事業開始の届出（法第 38 条の 10 第 1 項）

提出書類

- ① 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書 ----- 様式 74
- ② 液化石油ガス設備士等明細書 ----- 様式 75
- ③ 事業所の位置図

留意事項

特定液化石油ガス設備工事の事業を行おうとする者は、事業所ごとにその事業所を管轄する行政庁に届け出なければなりません。

- ① 事業所の位置図については、法第 3 条の登録を行った事業所の場合は省略して構いません。
- ② 届出者は液化石油ガス設備工事を実際に行う者であり、特定液化石油ガス設備工事について専ら受注し、それを他の特定液化石油ガス設備工事事業者に発注する者は含みません。
- ③ 届出に係る液化石油ガス設備工事は、次の作業です。
 - a. 硬質管相互の接続（アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く。）若しくは硬質管の取り外し又は硬質管の取り外しのために硬質管を切断する工事
 - b. 次に掲げる器具等と硬質管の接続（A から D に掲げる器具等と硬質管の接続に係る工事にあつては、同一型式の器具等の交換に係るものを除く。）又は取り外しに係る工事
 - A 気化装置 B 調整器 C ガスメーター
 - D 自動ガス遮断器 E バルブ F ガス栓

2. 変更の届出（法第 38 条の 10 第 2 項）

提出書類

- ① 特定液化石油ガス設備工事事業変更届書 ----- 様式 76
- ② 液化石油ガス設備士等明細書（変更事項が液化石油ガス設備士又は自記圧力計の数の場合） ----- 様式 75
- ③ 事業所の位置図（変更があった場合）

留意事項

変更事項は、次の事項をいいます。

- a. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- b. 事業所の名称及び所在地
- c. 記録及び配管図面の保存の場所
- d. 記録及び配管図面の分類の方法
- e. 液化石油ガス設備士
- f. 自記圧力計の数

3. 廃止の届出（法第38条の10第2項）

提出書類

- 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書 ----- 様式 77